

ふじみ野市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p>

(2)～(4) (略)

別表第1(第25条関係)

用途	料金	基本料金(1か月につき)		従量料金	
	メーターの口径 又は使用水量	料金	使用水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)	
一般用	13mm	357円	10m <sup>3</sup> までの分	79円	
	20mm	572円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの	100円	
	25mm	857円	分		
	30mm	2,429円	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの	118円	
	40mm	3,428円	分		
	50mm	8,285円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの	140円	
	75mm	12,857円	分		
	100mm	30,000円	50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> までの	168円	
	150mm	42,857円	分		
			70m <sup>3</sup> を超える分	198円	
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	5,714円	100m <sup>3</sup> を超える分	67円	
臨時用		2,429円	1m <sup>3</sup> につき	269円	

(2)～(4) (略)

別表第1(第25条関係)

用途	料金	基本料金(1か月につき)		従量料金	
	メーターの口径 又は使用水量	料金	使用水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)	
一般用	13mm	238円	10m <sup>3</sup> までの分	67円	
	20mm	381円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの	85円	
	25mm	571円	分		
	30mm	1,619円	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの	100円	
	40mm	2,285円	分		
	50mm	5,523円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの	119円	
	75mm	8,571円	分		
	100mm	20,000円	50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> までの	143円	
	150mm	28,571円	分		
			70m <sup>3</sup> を超える分	167円	
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	5,714円	100m <sup>3</sup> を超える分	56円	
臨時用		1,619円	1m <sup>3</sup> につき	228円	